

議案第44号

武蔵野市男女平等の推進に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月7日

提出者 武蔵野市長 松下玲子

武蔵野市男女平等の推進に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
目次	目次	
第2章 男女平等の推進に関する基本的施策（第9条— <u>第21条</u> ）	第2章 男女平等の推進に関する基本的施策（第9条— <u>第22条</u> ）	目次の条の線下げ
第3章 男女平等推進審議会（ <u>第22条</u> ）	第3章 男女平等推進審議会（ <u>第23条</u> ）	目次の条の線下げ
第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理（ <u>第23条</u> ・ <u>第24条</u> ）	第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理（ <u>第24条</u> ・ <u>第25条</u> ）	目次の条の線下げ
第5章 雜則（ <u>第25条</u> ）	第5章 雜則（ <u>第26条</u> ）	目次の条の線下げ
我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。	我が国においては、個人の尊重と法の下の平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。	
本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来	本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来	

<p>「武藏野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。</p> <p>また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。</p> <p>しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。</p> <p>全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、性別等</p>	<p>「武藏野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。</p> <p>また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にした自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。</p> <p>しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する<u>差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。</u></p> <p>全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひ</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
---	---	---------------------------

<p>にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。</p>	<p><u>とりの命と人権が守られ、性別等にかかわりなく、それぞれの個性と能力を十分に發揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。</u></p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)から(11)まで (略)</p>	
<p>(12) パートナーシップ制度</p>	<p><u>性別等にかかわりなく、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことと証する書面を交付する制度をいう。</u></p>	<p>号の追加</p>
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p>	
<p>4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p><u>4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>	<p>項の追加</p>
<p>(市民の責務)</p>	<p>(市民の責務)</p>	

第5条 (略) 2 (略)	第5条 (略) 2 (略) <u>3 市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。</u>	項の追加
(事業者等の責務) 第6条 (略) 2 (略)	(事業者等の責務) 第6条 (略) 2 (略) <u>3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</u>	項の追加
(禁止事項) 第7条 (略) 2 (略)	(禁止事項) 第7条 (略) 2 (略) <u>3 市、市民及び事業者等は、性自認又は性的指向に関する公表を強制し、又は禁止してはならない。</u>	項の追加
	<u>4 市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはならない。</u>	項の追加
	(パートナーシップ制度の実施) <u>第18条 パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。</u>	条の追加

	<p><u>2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付する。この場合において、合意契約公正証書その他規則で定める書類の提出を受けたときは、当該提出を受理したことを証する書面を併せて交付する。</u></p> <p><u>3 前2項に定めるものほか、パートナーシップ制度の実施に関する必要な事項は、規則で定める。</u></p>	
第18条から第25条まで	第19条から第26条まで	条の繰下げ

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(提案理由)

パートナーシップ制度の導入に伴い、所要の改正をするものである。